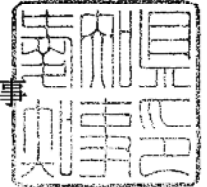


30環活第376-15号
令和元年7月5日

都市計画決定権者 江南市

代表者 江南市長 澤田 和延 殿

愛 知 県 知 事



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書について
の知事意見について（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）
第31条第2項の規定により読み替えて適用される同条例第10条第1項の規定に
基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市町長の意見は別添2のとおり、岐阜県知
事の意見（各務原市長の意見を含む）は別添3のとおりです。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響評価グループ
内線 052-954-6211（ダイヤルイン）

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ 処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書についての知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 新たにごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の処理方式は、3つの処理方式の中から今後検討して決定するとしているが、決定に係る比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。
なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。
- (3) 調査地点及び予測地点について、適切に設定するとともに、その理由をわかりやすく示すこと。
- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭

- (1) 事業実施区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることから、大気質について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 既存の2施設を1施設に集約して計画施設が建設され、廃棄物運搬車両等の交通量が増加することが想定されることから、大気質、騒音及び振動の道路沿道への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
また、道路沿道の環境に充分配慮した廃棄物運搬車両等の運行計画を作成するよう構成市町に働きかけること。

- (3) 事業実施区域の近隣に住居が存在することから、施設の供用による騒音及び低周波音、振動並びに悪臭について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

3 地盤・土壌

掘削・盛土等の土工に係る土壌環境の現地調査について、掘削が想定される位置及び深度を考慮して、調査地点及び調査深度を適切に設定すること。

4 動物、植物、生態系

事業実施区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、工事の実施及び施設の存在による動物、植物及び生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

なお、現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家等の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

5 景観

事業実施区域の近隣に住居が存在することから、建屋や煙突（以下「建屋等」という。）による圧迫感が懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

なお、建屋等の形状、色彩等の検討に当たっては、周辺景観と調和したものとなるように努めること。

6 温室効果ガス等

計画施設から発生するエネルギーの有効利用を行い、温室効果ガス等の低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。

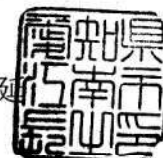
7 その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

31江環第32号
平成31年4月17日

愛知県知事 様

江南市長 澤田 和延



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書について
（回答）

平成31年4月11日付30環活第376-9号にて照会のありましたこの
ことについて、意見はありません。

担 当：経済環境部環境課
電 話：0587-54-1111（内線269）
FAX：0587-56-5516



31 犬環第 60 号

平成 31 年 4 月 25 日

愛 知 県 知 事 殿

犬山市長 山田 拓郎



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成 31 年 4 月 11 日付け 30 環活第 376-9 号で照会のありましたこのことについて下記のとおり回答します。

記

1. 市民の生活環境に十分に配慮をするとともに、環境保全に万全を期すこと

以上

担当 経済環境部環境課

電話 0568-44-0344

FAX 0568-44-0367

メール 020300@city.inuyama.lg.jp



31扶産第392号
平成31年4月23日

愛知県知事 殿

丹羽郡扶桑町長 千田 勝隆

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部
環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価
方法書について（回答）

平成31年4月11日付30環活第376-9号にて照会のあ
りました件について、下記のとおり回答します。

記

意見はありません。

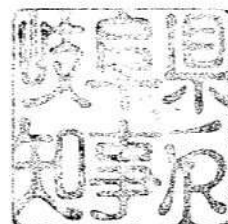
（問合せ先 扶桑町役場産業建設部産業環境課 0587-93-1111）



環管第108号
令和元年5月17日

愛知県知事 大村 秀章 様

岐阜県知事 古田 肇



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見について（回答）

平成31年2月15日付け30環活第376-4号の協議に基づき、別添のとおり各務原
市長意見を送付します。

また、本件についての当職の意見は下記のとおりです。

記

第1 総括的事項について

- 1 環境影響評価を行う過程において、当事業に係る環境影響等に関し新たな
事情が生じた場合には、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法
等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。
- 2 ごみ焼却施設の処理方式は3通りの案が示されているが、予測及び評価を
行う段階で処理方式が決定されていない場合においては、環境項目（大気質
等）で環境負荷が最大となる処理方式を選択して予測及び評価を行い、その
過程について準備書に分かりやすく示すこと。
- 3 施設の設置に伴う影響や環境保全対策等について、適切な機会をとらえて
岐阜県の地域住民に対しても丁寧に説明すること。
- 4 本意見書の各項目について検討を行い、その結果を示すこと。

第2 個別の環境要素に係る事項について

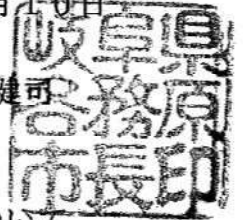
- 1 大気質
 - (1) 上層気象の現地調査については、四季に各1週間の測定を行うとして
いるが、逆転層の出現等により大気汚染物質が高濃度となることが懸念
されることから、短期高濃度となる気象条件下での調査も行うことがで
きるよう、必要に応じて調査日数の追加を検討するとともに、調査結果
を十分に考慮した予測及び評価を行うこと。
 - (2) 微小粒子状物質については、現地調査を行い、濃度の状況を把握する
としているが、事業実施区域周辺には複数の住居が存在し、健康等への
影響が懸念されることから、最新の知見を収集し、精度が高い予測手法
が確立された場合は予測及び評価を行う等、適切な対応をすること。
- 2 景観
岐阜県への景観の影響について、建屋や煙突の形状、色彩等を明らかにし
た上でフォトモンタージュを作成し、予測及び評価を行うこと。



平成31年4月10日

岐阜県知事 古田 肇 様

各務原市長 浅野 健司



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

愛知県知事より30環活第376-8号（平成31日年4月8日付）にて通知のあり
ました標記の件について、下記のとおり提出します。

記

- 意見：1 本事業では、ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の処理方式が未定であり、今後
選定される処理方式によって環境への影響が変化することが考えられるた
め、最も影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施す
ること。
- 2 今後、詳細な現地調査の結果等により、新たな環境影響要因が明らかになっ
た場合には、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直した上で、適切な
環境影響評価を実施すること。
- 3 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、
周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、その内容を準備書に記載
すること。
- 4 環境影響評価の実施に当たっては、積極的かつ丁寧な情報公開を行い、各務
原市民の十分な理解を得られるよう努めること。
- 5 大気質の調査に当たっては、風向出現頻度の低い東風に関する調査をごみ処
理施設西側で実施されることから、南東の風に対しても同等の調査をごみ処
理施設北西側で実施すること。
- 6 大気質の評価に当たっては、環境基準との比較にとどまらず、現況からの変
化についても検討すること。
- 7 水質の調査に当たっては、水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）、富栄養化、
有害物質等についても実施すること。
- 8 有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への流出などの環境影響を回
避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。

